

静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、静岡県内に所在する全日制の私立高等学校（特別支援学校の高等部を除く。以下、「私立高等学校」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、予算の範囲内において、授業料等の負担軽減を図る私立高等学校を設置している者（以下、「設置者」という。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 私立高等学校に在学している者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - ア 国又は他の地方公共団体が実施する授業料減免補助制度（高等学校等就学支援金は除く）に基づき授業料の減免を受けている者
 - イ 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校（高等課程）及び各種学校（高等部）等の高等学校卒業程度の資格を有する者
- (2) 保護者等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。
 - ア 生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長その他の知事が別に定める者を除く。以下、この号において同じ。）がいる場合 当該保護者
 - イ 生徒に保護者がいない場合 当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）
- (3) 就学支援金 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき支給される高等学校等就学支援金をいう。
- (4) 道府県民税所得割 就学支援金が支給される月の属する年度分（当該月が4月から6月までの月である時は、その前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第23条第1項第2号に掲げる所得割（同法第50条の2の規定によって課する所得割を除く。）をいう。
- (5) 市町村民税所得割 就学支援金が支給される月の属する年度分（当該月が4月から6月までの月である時は、その前年度）の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。

第3 補助の対象及び補助額

- (1) 補助の対象
設置者が、別表1から3に定める支援の全部又は一部に相当する額を免除する事業に要する経費とする。
- (2) 補助額
設置者が生徒の保護者等に対して実施した第7の実績報告に基づく減免額を、補助額とする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金交付申請書（様式第1号）
 - イ 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金事業計画書（様式第2号）
 - ウ 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金事業計画書内訳（様式第2号別紙1～3）
 - エ 授業料額が確認できる書面の写し（学則等）
 - オ 知事が別に定める必要書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 本補助金は、生徒の授業料等に充当するものとし、他の目的に使用してはならない。
- (2) 設置者は、その設置する私立高等学校の学則等で定める授業料額を変更したときは、変更後の授業料額を証明する書類の写しを速やかに知事に提出しなければならない。
- (3) 本事業を中止又は廃止する場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 本補助金を交付又は額を確定した後において、既に徴収すべき授業料額を超える補助金が交付されているときは、知事の指定する期限までに本補助金の返還をしなければならない。
- (5) 設置者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、関係書類を整備し、並びにこれら帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 設置者は、補助金に関して調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

第6 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）
 - イ 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金変更事業計画書（様式第4号）
 - ウ 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金変更事業計画書内訳（様式第4号別紙1～3）
 - エ 授業料額が確認できる書面の写し（学則等）（授業料が年度の途中で変更になった場合）
 - オ 知事が別に定める必要書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金実績報告書（様式第5号）
 - イ 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金事業実績書（様式第6号）
 - ウ 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金事業実績書内訳（様式第6号別紙1～3）
 - エ 知事が別に定める必要書類
- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第7号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第9 概算払の請求の手続

- (1) 提出書類 1部
概算払請求書（様式第7号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第10 設置者の責務

設置者は、私立高等学校授業料減免事業費補助金の交付に関する事務を適正に行うとともに、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な方法により取得し、適正な管理のための必要な措置を講じ、取得した目的の範囲内で利用する等、適正な取り扱いをしなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

別表

1 授業料減免支援

区分	支援対象者	支援額	提出書類
(1)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（同法第17条に規定する生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されない者に限る。）又はこれに準ずる程度に困窮するに至った者 （令和2年4月から令和2年6月）就学支援金の新制度対象者で、保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が、100円未満である者 （令和2年7月から令和3年3月）高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が100円未満である者 	月額9,750円/人 （ただし、授業料から就学支援金を差引いた額（以下、「授業料等」という。）を上限とする。以下同じ。）	授業料減免確認書 （別紙様式1）
(2)	<ul style="list-style-type: none"> （令和2年4月から令和2年6月まで）就学支援金の新制度対象者で、保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が、100円以上85,500円未満である者 （令和2年7月から令和3年3月まで）政令第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が100円以上48,300円未満である者 	月額4,800円/人	
(3)	<ul style="list-style-type: none"> （令和2年4月から令和2年6月まで）就学支援金の新制度対象者で、保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が、257,500円以上338,500円未満である者 （令和2年7月から令和3年3月まで）政令第1条第2項第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額が154,500円以上203,100円未満である者 	月額23,100円/人	

※ 保護者等の一方が海外赴任している場合等で課税状況が確認できない場合には、本補助金の対象外とする。

2 入学時納付金支援

支援対象者	支援額	提出書類
当該年度の入学者のうち里親に養育されている生徒又は養護施設に入所している生徒	里親に養育されている生徒又は養護施設に入所している生徒の入学時納付金（入学金及び施設（整備）費）を免除した額	入学時納付金免除確認書 （別紙様式2）

3 遠距離通学費支援

支援対象者	支援額	提出書類
-------	-----	------

<p>「1 授業料減免支援」のうち区分（1）及び区分（2）の授業料減免支援の対象となる生徒（授業料月額が就学支援金の支給月額以下の高等学校において、区分（1）及び区分（2）の対象となるべき生徒も含む。）で、基準額（15,000円/月）を超過して公共交通機関（ただし、新幹線特急券は含まない。以下同じ。）を利用して通学している生徒</p>	<p>公共交通機関ごとの1か月分の定期券購入費の合計額から基準額（15,000円/月）を控除した額に、通学延べ月数（各学年の8月分及び最終学年の3月分は除く。）を乗じた額の2分の1以内</p>	<p>・生徒が所持する通学定期券の写し ・同意確認書（別紙様式3）</p>
--	--	---

様式第1号

静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊟

年度において静岡県私立高等学校授業料減免事業を実施するため、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

- (1) 金額 円
- (2) 交付対象期間 年 月 ～ 年 月

2 概算払の承認申請

- (1) 金額 円
- (2) 理由
- (3) 時期

様式第3号

静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金変更承認申請書

第 年 月 日
第 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

- (1) 交付対象期間 年 月 ～ 年 月
- (2) 既交付決定額 円
- (3) 変更交付申請額 円
- (4) 差額 (3) - (2) 円

3 概算払の承認申請

- (1) 金額 円
- (2) 理由
- (3) 時期

様式第5号

静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金実績報告書

第 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた 年度静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金の実績について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 対象期間 年 月 ～ 年 月
- 2 交付決定額 円
- 3 実績額 円
- 4 不用額⁽²⁻³⁾
(不足額) 円

様式第7号

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者 氏 名 ⑩
口座振替先金融機関名
口座種別 No.

別紙様式 1

授業料減免確認書

年 月 日

静岡県知事様
学校法人〇〇〇〇理事長様

保護者等住所 _____

保護者等氏名 _____ (印)

生徒氏名 _____

- 〇〇高等学校の〇〇年度分の授業料について、次のとおり減免を受けたことを確認しました。
(※授業料減免支援の審査には、高等学校等就学支援金の審査時に提出いただいている個人番号情報を利用しています。)

1 年 月 ~ 年 月まで

授業料 (月額) 円

減免額 (月額) 円

減免月数 月

減免総額 (年額) 円

(保護者等が静岡県外に住所を有する方で、下記内容に相違がない場合は、にチェックしてください。)

- 他の都道府県において、同様の授業料減免支援に係る補助金の支給を受けていないことを誓約します。

※年度の途中で減免額（月額）が変わる場合は、上記内容を便宜的に追加し、1枚で1人の生徒の授業料減免が確認できるようにしてください。

別紙様式2

入学時納付金免除確認書

年 月 日

静岡県知事様
学校法人〇〇〇〇理事長様

施設名 _____
施設長名 _____
(里親氏名) _____ (印)
生徒氏名 _____

〇〇高等学校の 年度分の入学時納付金について、下記のとおり免除を受けたことを確認しました。

記

1 免除額
入 学 金 _____ 円
施設(整備)費 _____ 円
総 額 _____ 円

2 免除を受けた日
年 月 日

別紙様式3

同 意 確 認 書

第 年 月 号
日

静岡県知事 様

所在地
名 称
代表者氏名

印

年度静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金(遠距離通学費支援)に係る提出書類に記載されている個人情報、当該本人からその情報を静岡県に提出することについて同意を得ています。